

岩手県告示第500号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年7月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三和水道工事店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字地の森62番地3
 - ウ 代表者の氏名 新井田文夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第4651号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月25日付けで建築工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年7月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 御堂重機有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町沼宮内第22地割37番地8
 - ウ 代表者の氏名 早坂嘉幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20023号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月29日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。